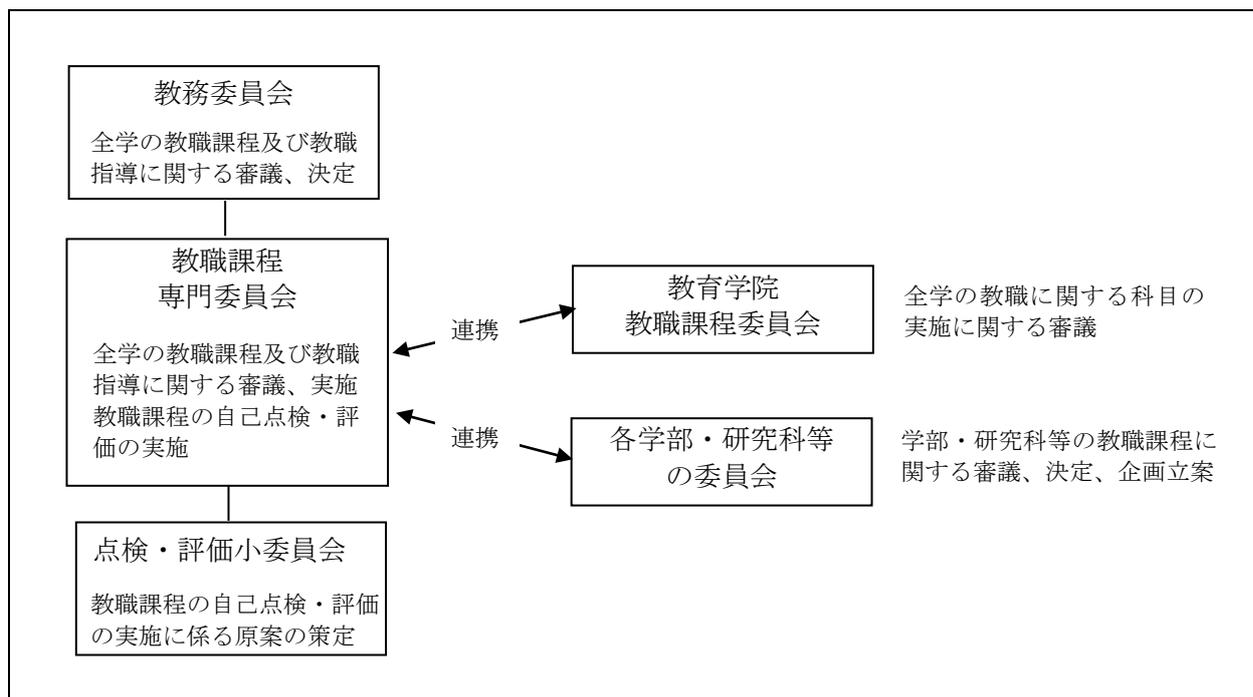


教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 組織の関係図



(2) 各組織の概要

①

組織名称：	教務委員会
目的：	全学の教育に係る規程の制定及び改廃に関する事項、学部教育に関する事項、大学院教育に関する事項、教職課程に関する事項等に係る審議及び連絡調整
責任者：	教務委員会委員長
構成員（役職・人数）：	(1) 副学長(総長が指名する者。委員長) (2) 法学研究科長の推薦する当該研究科の教授 1名 (3) 各学院長の推薦する当該学院の教授 1名 (4) 各学部長(前2号に掲げる組織の長である者を除く。)の推薦する当該学部の教授 1名 (5) 公共政策学教育部長の推薦する当該教育部の教授 1名 (6) 各附置研究所長 (7) スラブ・ユーラシア研究センター長及び情報基盤センター長 (8) 北方生物圏フィールド科学センター長、外国語教育センター長及び数理・データサイエンス教育研究センター長 (9) 高等教育推進機構副機構長、大学院教育推進機構副機構長及び大学院教育推進機構オープンエデュケーションセンター長 (10) その他総長が必要と認めた者
運営方法：	年間6回程度開催。委員の3分の2以上の出席を要し、議事は出席委員の過半数をもって決する。教職課程の実施計画、教職課程に係るガイダンスや教職指導の年間スケジュールについて審議・決定する。

②

組織名称：	教務委員会教職課程専門委員会
目的：	教職課程に関する事項及び教職課程の自己点検・評価の実施に関する事項の審議及び実施
責任者：	教職課程専門委員会委員長
構成員(役職・人数)：	(1) 教育学院長(委員長) (2) 教育学院長の推薦する当該学院の教授、准教授又は講師 3名 (3) 薬学部長の推薦する当該学部の教授、准教授又は講師 1名 (4) 法学研究科長の推薦する当該研究科の教授、准教授又は講師 1名 (5) 各学院(教育学院、保健科学院、医学院、歯学院、獣医学院、医理工学院、情報科学院、国際広報メディア・観光学院、国際感染症学院及び国際食資源学院を除く。)の長の推薦する当該学院の教授、准教授又は講師 1名 (6)学務部長
運営方法：	年間3回程度開催。委員の3分の2以上の出席を要し、議事は出席委員の過半数をもって決する。教職課程の実施計画、教職課程に係るガイダンスや教職指導の年間スケジュール、教職課程の自己点検・評価について審議し、及び実施する。

③

組織名称：	教育学院教職課程委員会
目的：	全学の教職課程における教職に関する科目の実施に関すること、学部の教職課程に関すること、その他委員会が必要と認める事項の審議
責任者：	教職課程委員会委員長
構成員(役職・人数)：	教育学院長が指名する者 若干名
運営方法：	年間9回程度開催。委員の過半数の出席を要する。全学の教職課程における教職に関する科目、教育実習、介護等体験実習及び教職実践演習の運営等について審議する。

④

組織名称：	点検・評価小委員会
目的：	教職課程専門委員会が実施する教職課程の自己点検・評価に係る原案の策定
責任者：	教職課程専門委員会委員長
構成員(役職・人数)：	(1) 専門委員会委員のうち、専門委員会委員長が指名する者 1名 (2) 専門委員会委員のうち、理学院及び文学院の委員 (3) 教育学院長の推薦する当該学院の教授、准教授又は講師 1名
運営方法：	年間4回程度開催。委員長その他2名の委員の出席を要する。専門委員会が実施する教職課程の自己・点検評価の実施に関する調査、検討等を行う。